

令和7年度 厚生労働省相談支援専門員指導者養成研修

包括的支援体制と 相談支援専門員による地域づくり －個別支援から自立支援協議会まで－

**沖縄大学名誉教授
おきなわ障がい者相談支援ネットワーク
島村 聡**

1 包括的支援体制の意義

小さな取り組みを大切にする
地域づくりの意味を考えてみる

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

厚生労働省資料2023

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置、12月に最終とりまとめ。
- ＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、Ⅰ 断らない相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定
- 同改正法の附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

令和2年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号））

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

包括的な支援体制の整備

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第106条の3

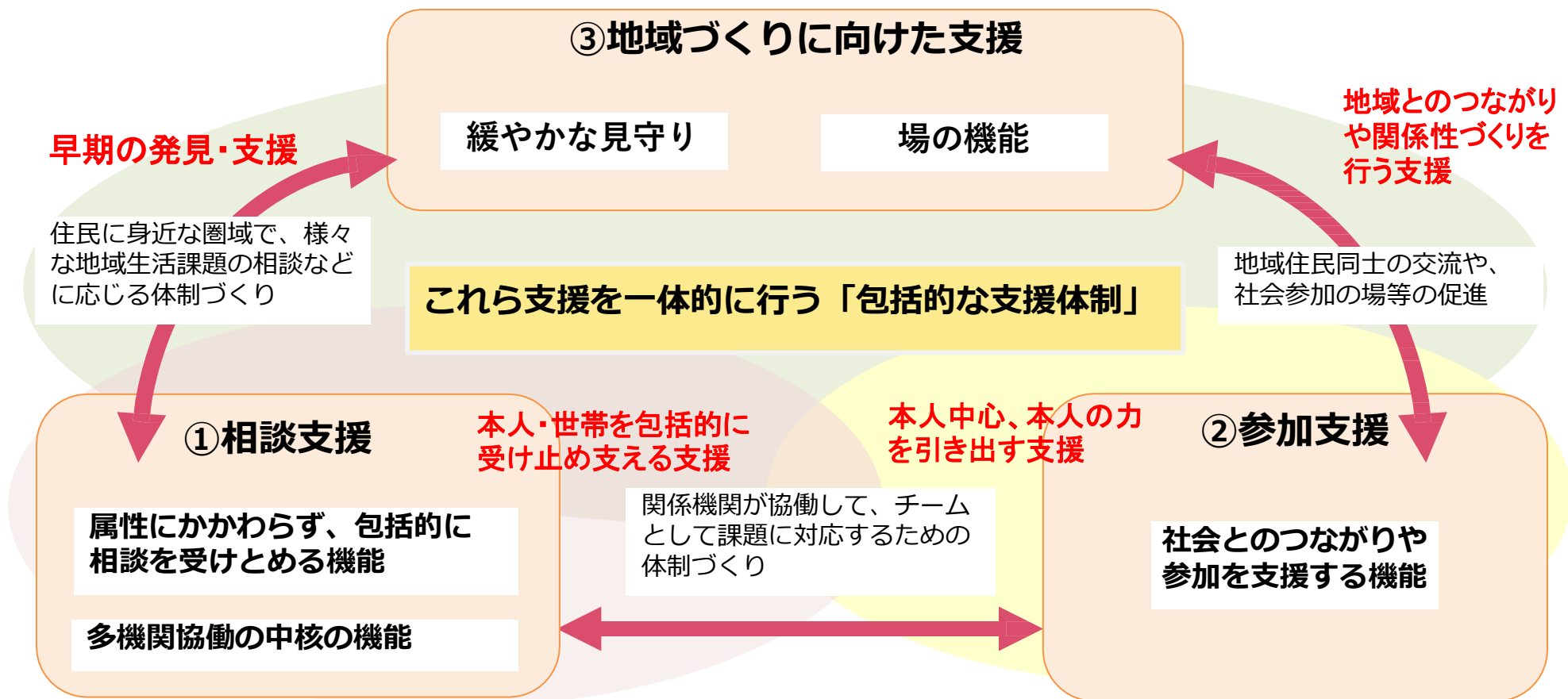
- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

- ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ **地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築**
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

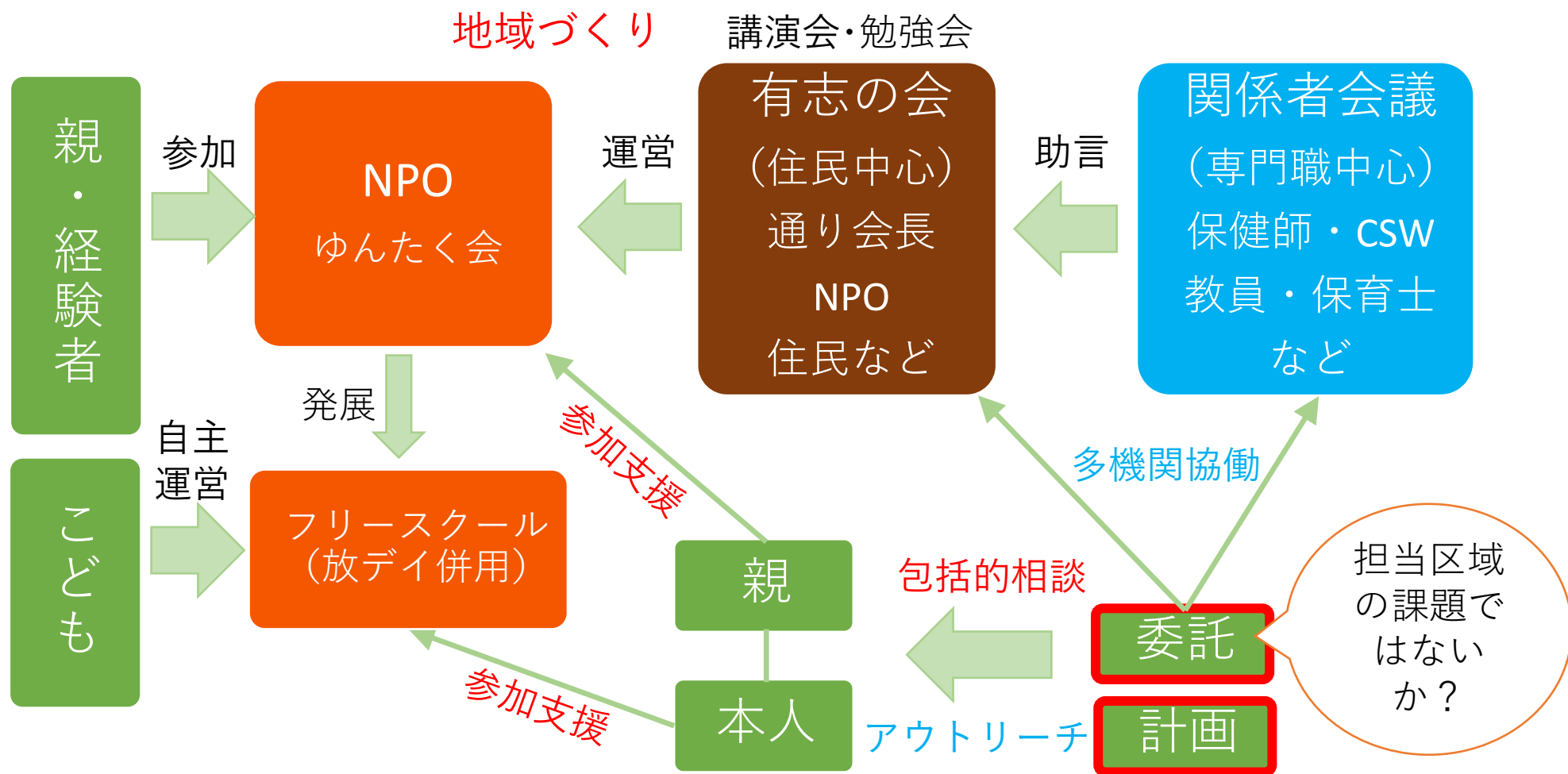
市町村における包括的な支援体制の整備（入口・出口を豊かに）

市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、
①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、**②参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）、**③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する⇒「**包括的支援**」と「**地域支援**」の総合的推進が肝要



1-1 重層的な体制が機能すると

障害児と支援拒否の親の孤立を防止する例（想定事例）





琉球学舎 Co-Terrace

- 「子どもは1人ひとり違うのに、なぜ同じ学び方なの？」という疑問を基にフリースクール「琉球学舎 Co Terrace」を起業
- 企業・運営にあたってはクラウドファンディングなどで資金調達
- 教育目標は「自分自身が幸せだと思える人生を選択し、自信と誇りを持って歩める人材の育成」
- 入学希望児童は全て受け入れ
- 時間割は決まっておらず、子どもたちは自分が学びたいことを学習
- 起業家が集うコワーキング・スペースが目の前にあり、起業家とも遊んだり、様々なことを教えてもらっている。
- 商店街の多くの店舗が子ども達の自由な出入りを受け入れてくれる環境。
- 商店街を歩く外国人とも交流するなど自然な形でインクルーシブ教育を実施
- 商店街が全天候型の運動場になっている。

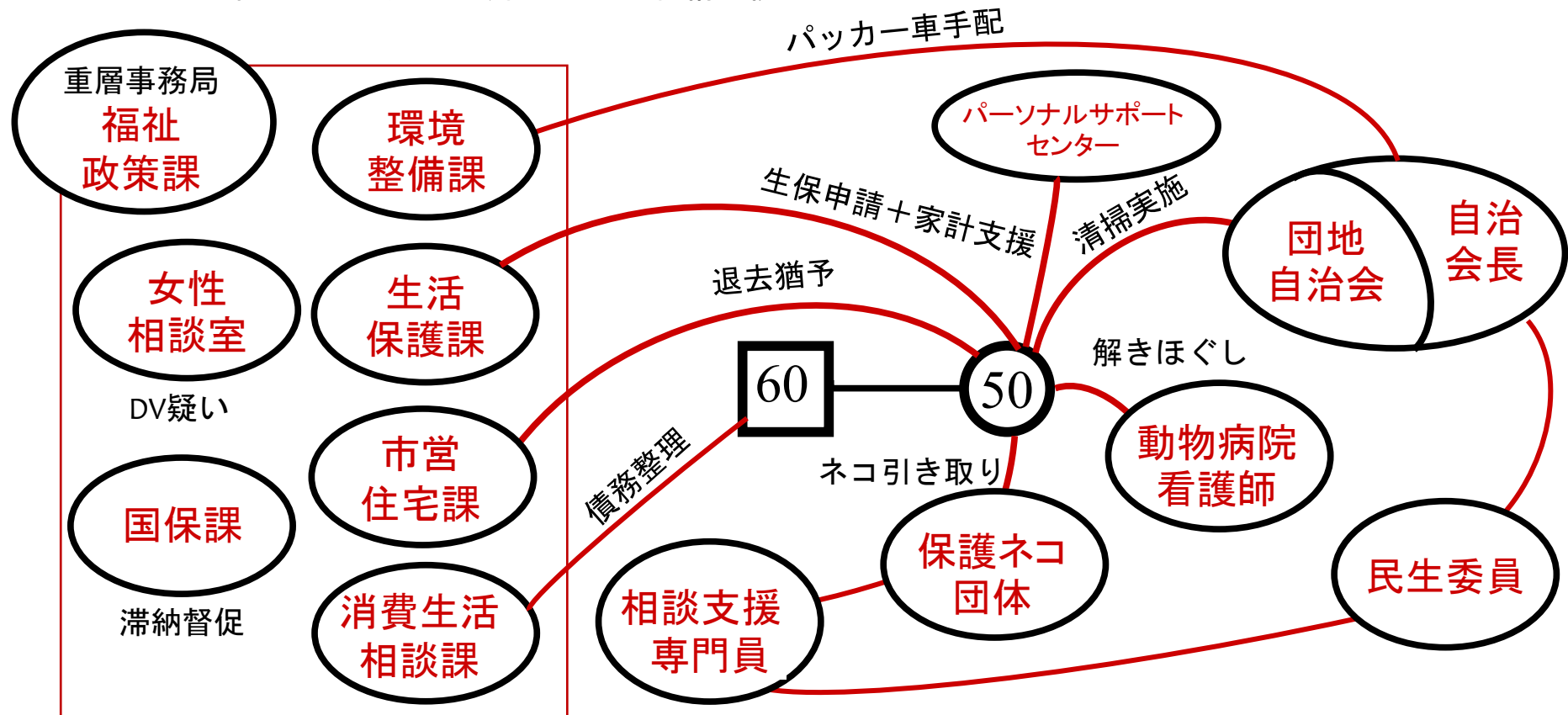
1-2 地域の力を活かした地域課題の解決

現状

- ・公営住宅2階に居住、内縁の夫は国籍不明
- ・ネコ20匹が出入りしており、ゴミ屋敷状態
- ・知的障害B1、精神疾患も疑われている
- ・調理など日常生活は内縁の夫がすべて対応
- ・本人には困り感なく、住民からは苦情が続く

解決の方向性

- ・ゴミ屋敷の清掃を自治会が引き受けていく
- ・保護ネコ団体の協力でネコを減らしていく
- ・本人のネコへの拘りを解きほぐす人の介在
- ・生保申請拒否に対して周囲の関わりで柔軟化



1-3 住民や事業者、企業も含めた課題と考える

包括的支援における解決手法

民間の住宅を貸してもらえるのだろうか？

↳貸し渋りに合う→居住支援をセットする

就労先は見つかるのだろうか？

↳就労意欲が低い・障がいがある→体験とアフターケア

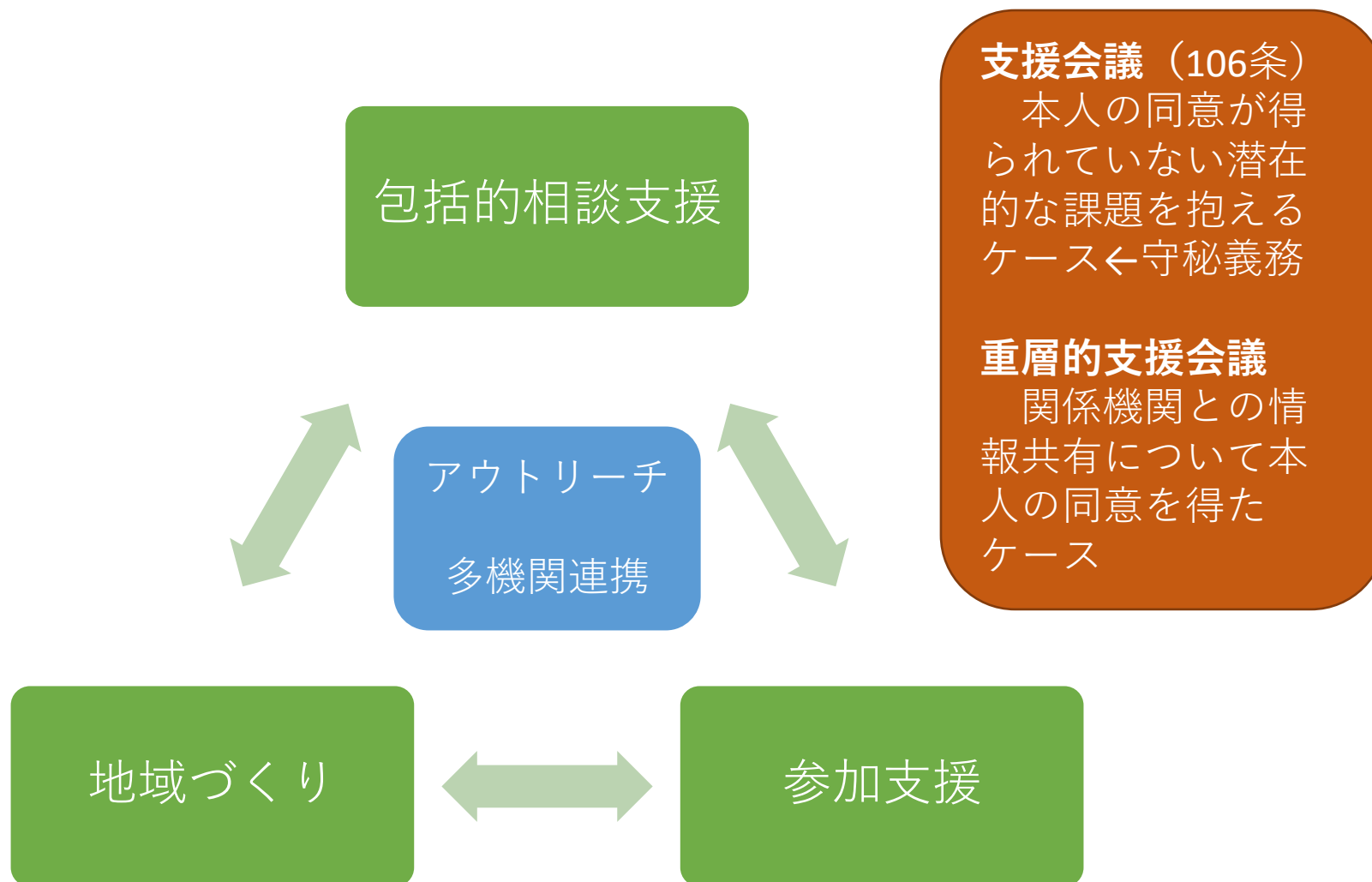
支える人材は見つかるのだろうか？

↳世の中は人手不足→受け手を担い手にする

地域には担い手がいないのではないか？

↳地域住民の無関心→地域づくりから始める

1-4 重層的支援体制整備事業を進めるにあたって

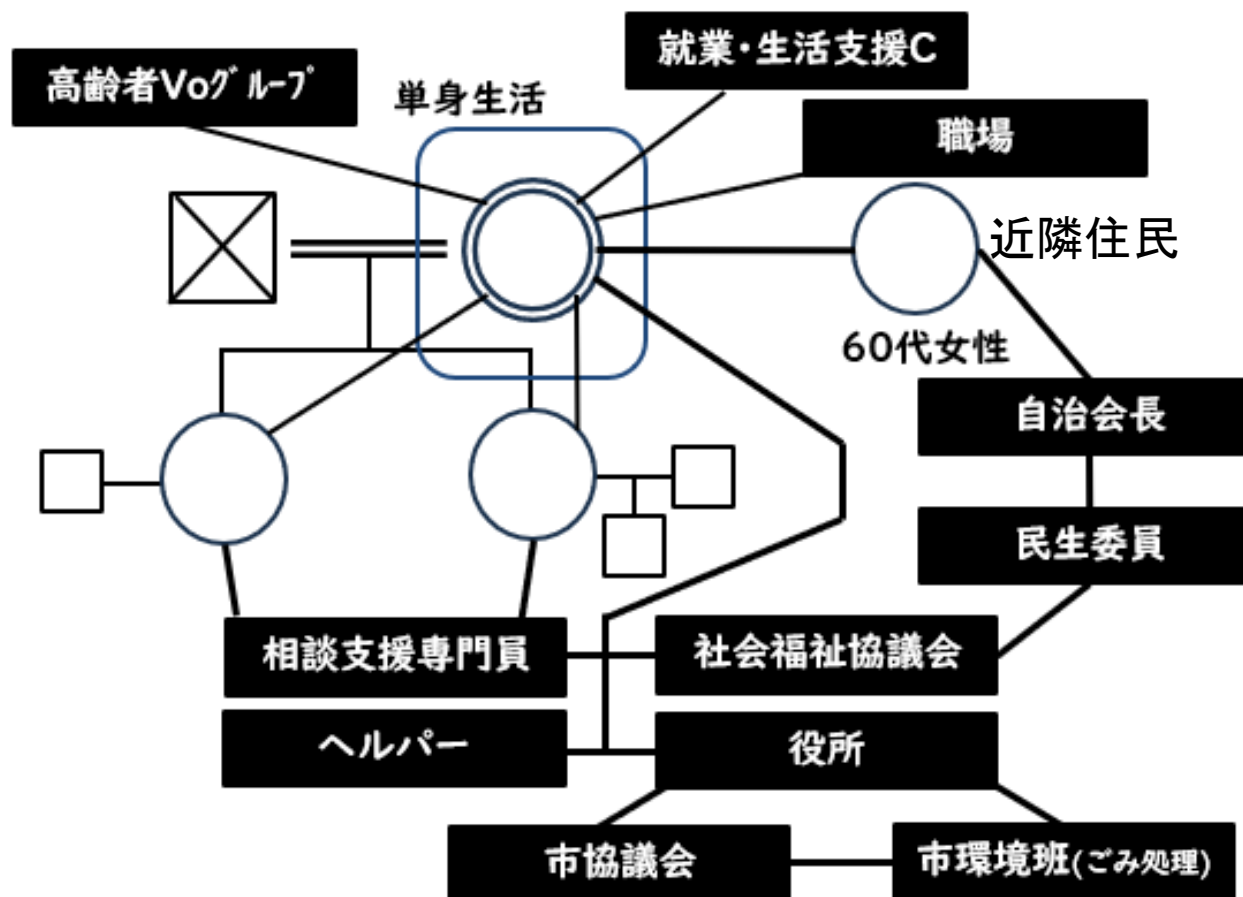


2 包括的支援体制の実践

森岡さんの事例から学ぶこと

2-1 森岡さんの事例から学ぶべきこと

利用者のパワーと想い・住民との関係・地域の課題



2-2 森岡さんの事例から学ぶこと

- 過去に遡って利用者の想いを引き出す
- アセスメント結果を共通で理解する
- チームとしての取り組みに変えていく

利用者中心の
チームアプローチ

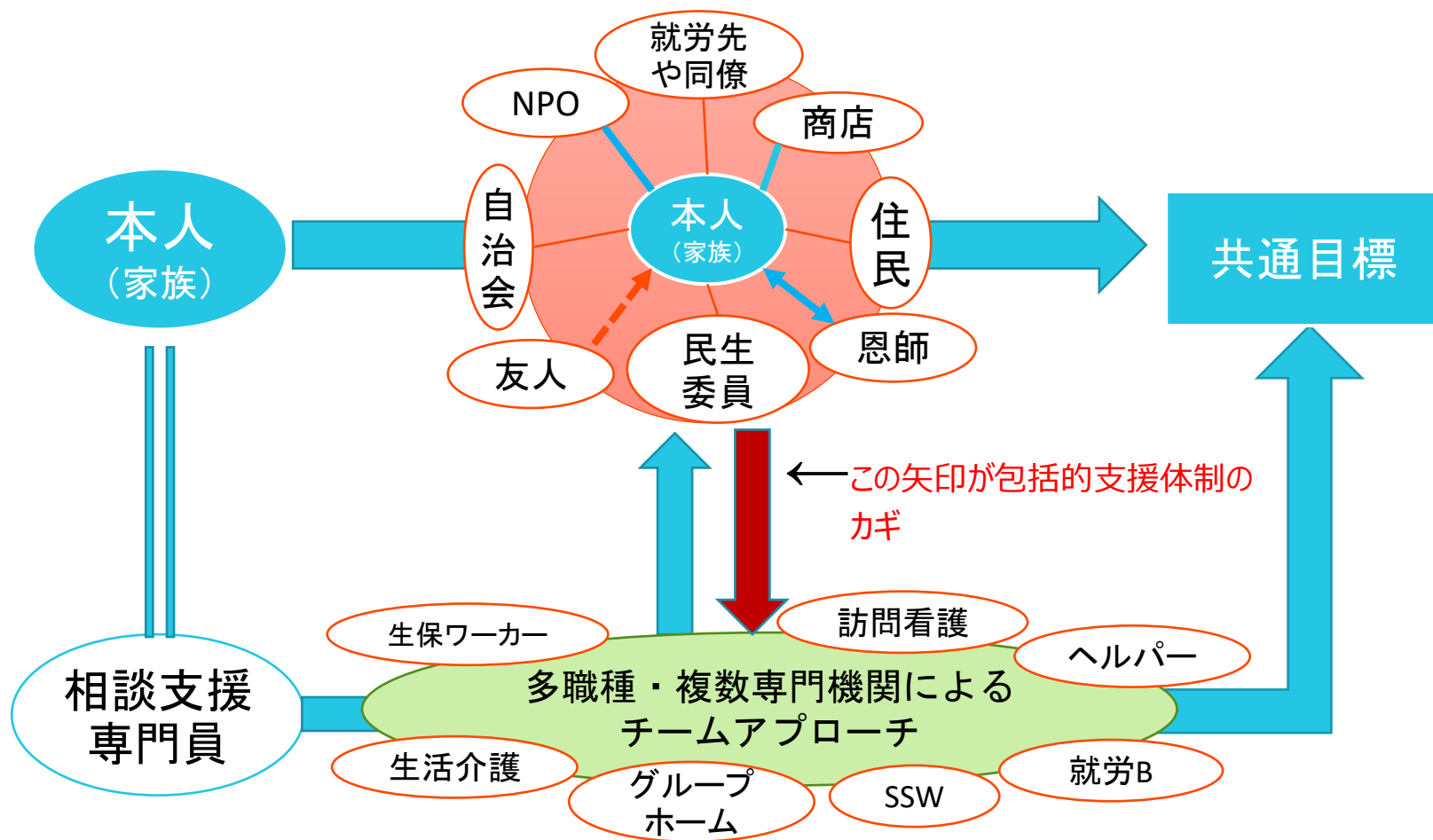
- 地域とのつながりを辿る
- 住民や職場の理解を得る地域づくり
- 地域の活動への参加支援を行う

地域の支え合いを
引き出す

- インフォーマルも含めたネットワークづくり
- 行政の役割を明確にする
- 自立支援協議会を活用する

個別課題を
地域課題へ

2-3 地域（関係）を活かした困難事例の対応



2-4 地域が発揮する可能性のある機能

困りごとがない状態	■ 住民同士の声かけ、見守り、ふれあいが困りごとの発生をふせぐこともある ■ 住民からの情報提供が、困りごとを抱えた時に役立つ可能性がある
潜在的な生活課題がある状態	■ 「あの人ちょっと気になる」というレベルで、地域の誰かが気付く可能性がある ■ ちょっとした困りごとなら、住民同士で解決してしまうこともある
生活課題が顕在化した状態	■ 住民からの情報提供で相談窓口につながることもある ■ 本人が課題と感じていなくても、地域の誰かが気付き、気にかけている可能性がある ■ つながり続けることで、状態の深刻化を防ぐ可能性がある
生活課題が複雑化・複合化した状態	■ 地域からの情報でケースが発覚することもある ■ 「伴走支援」は、地域住民の関わりなしには成り立たない ■ 多様なつながりの場が形成されることで、参加支援につながる

3 包括的支援体制と

自立支援協議会

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

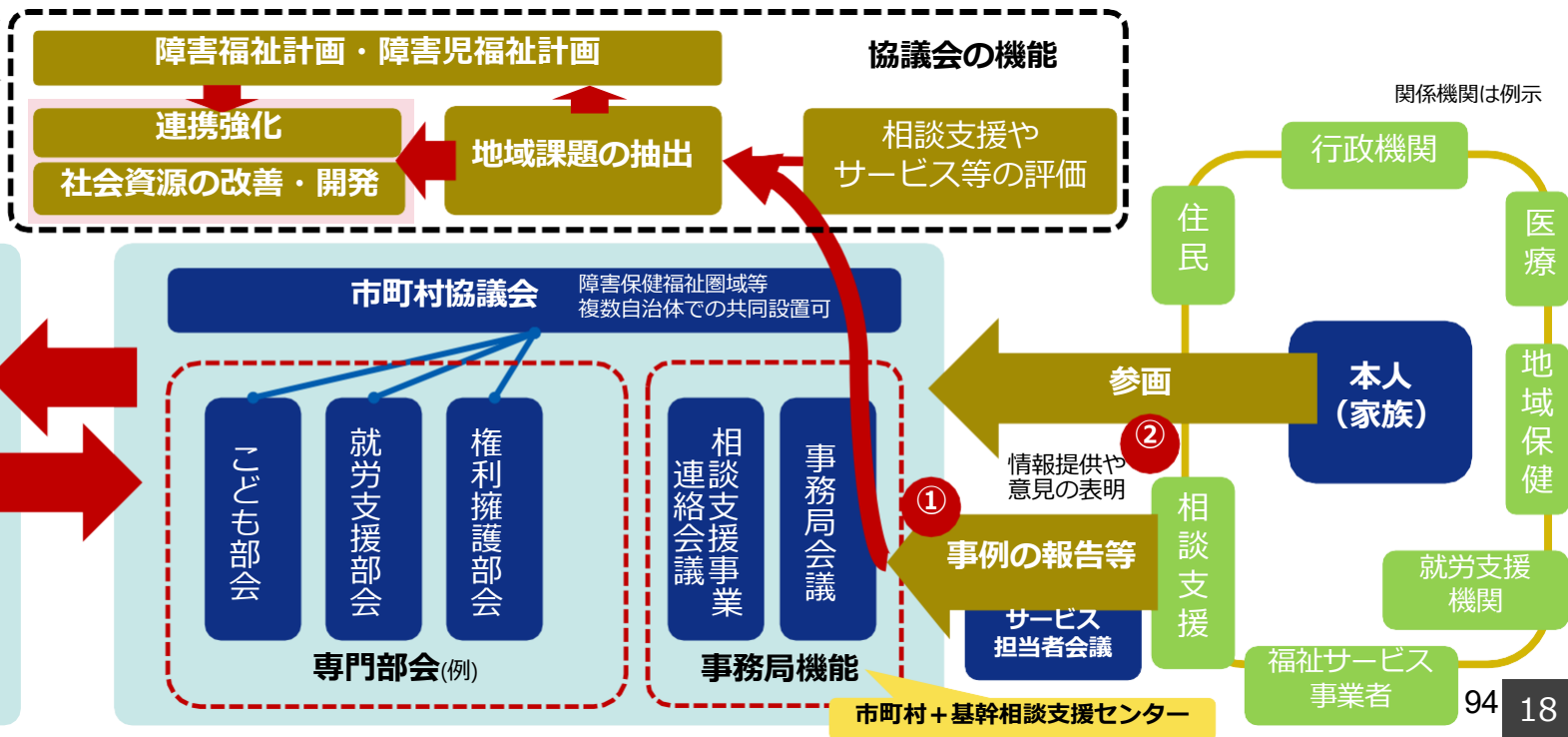
新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることにについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。

- ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

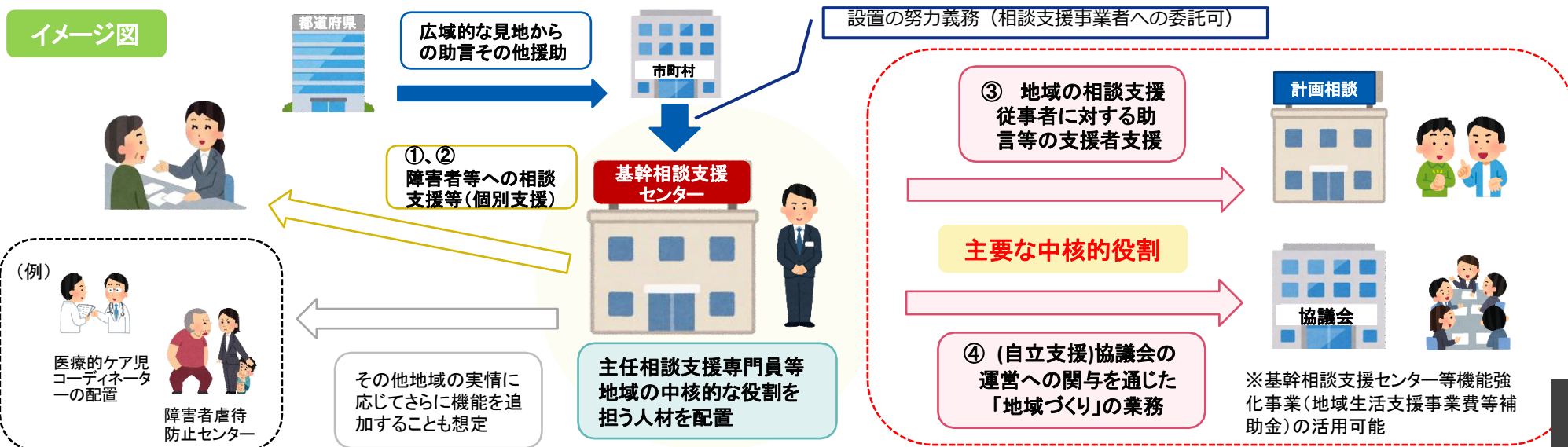
- 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関与運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

- 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

③④が主要な
「中核的な役割」

※ また、都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。(同条第7項) **新**

イメージ図

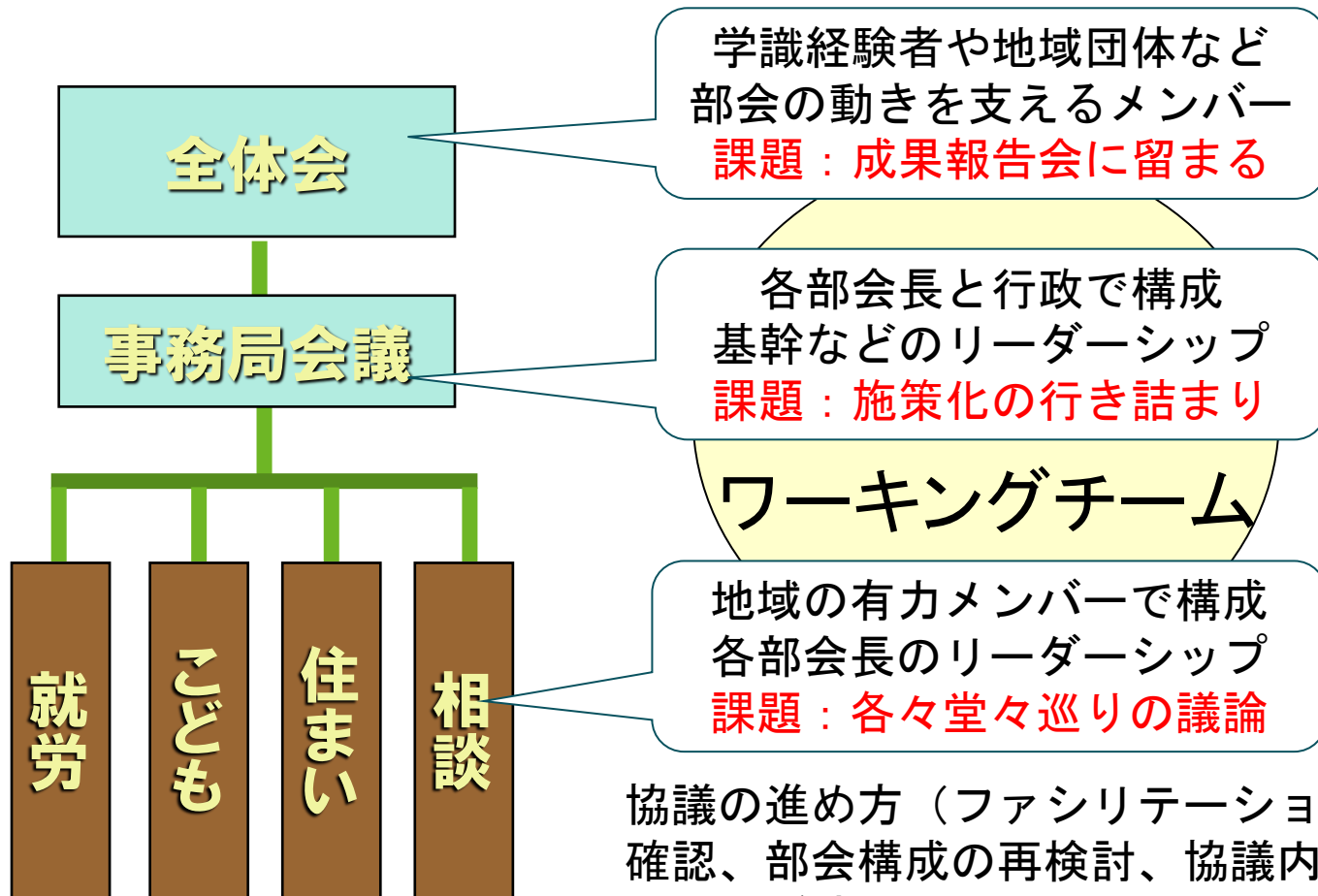


3-1 協議会で開発された社会資源の分野

1. 居住支援・地域生活支援
2. 移動支援・交通アクセス
3. 就労支援・社会参加
4. 子ども家庭支援、教育連携
5. ピアサポート活動
6. 高齢障害者支援
7. 医療・福祉連携、退院支援体制
8. 啓発活動
9. 権利擁護・虐待防止
10. 緊急対応・災害支援

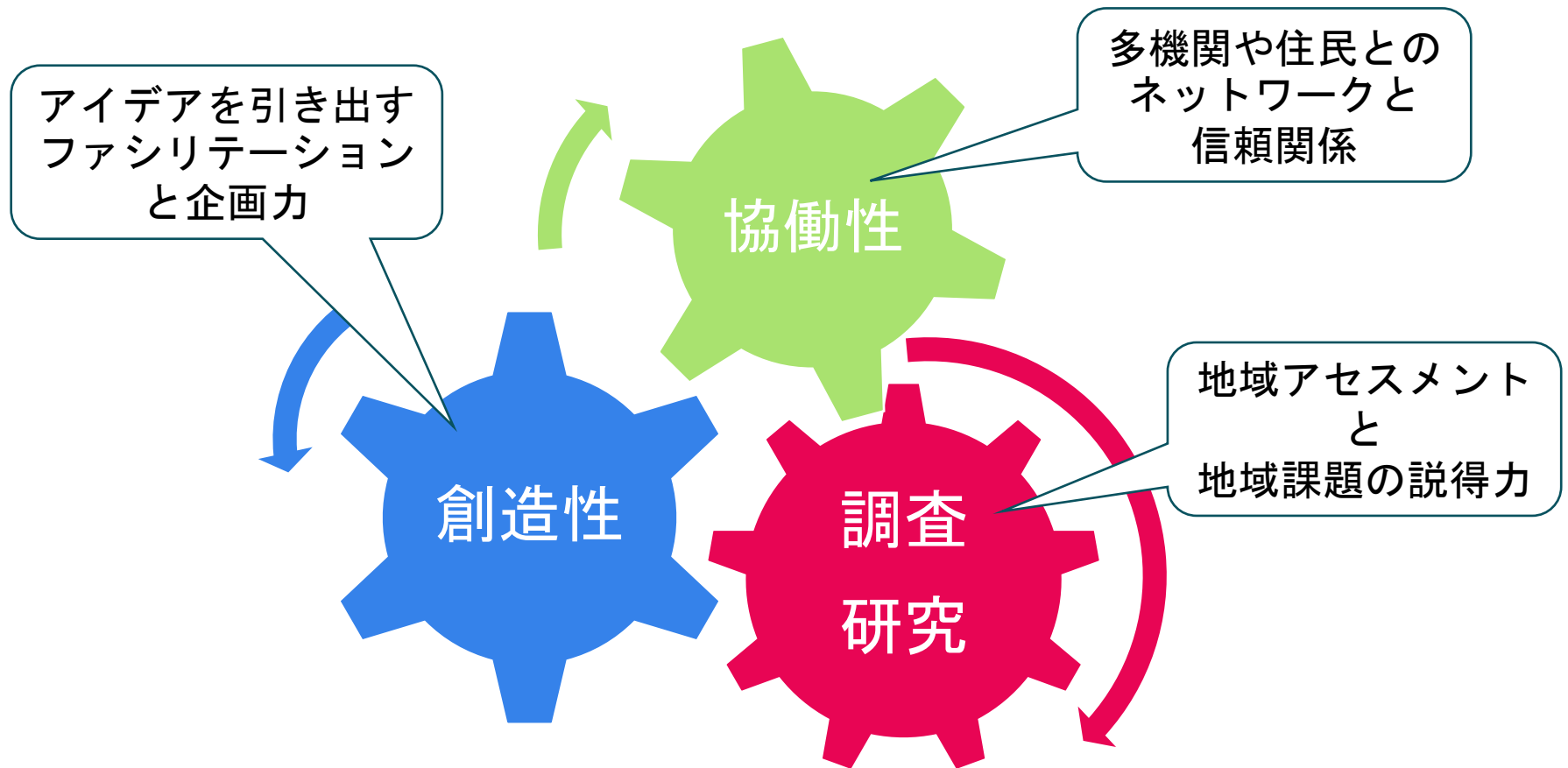
「個別課題」を
「地域課題」と
して捉え直す

3-2 協議会の機能を引き出す (事務局とワーキングチーム)



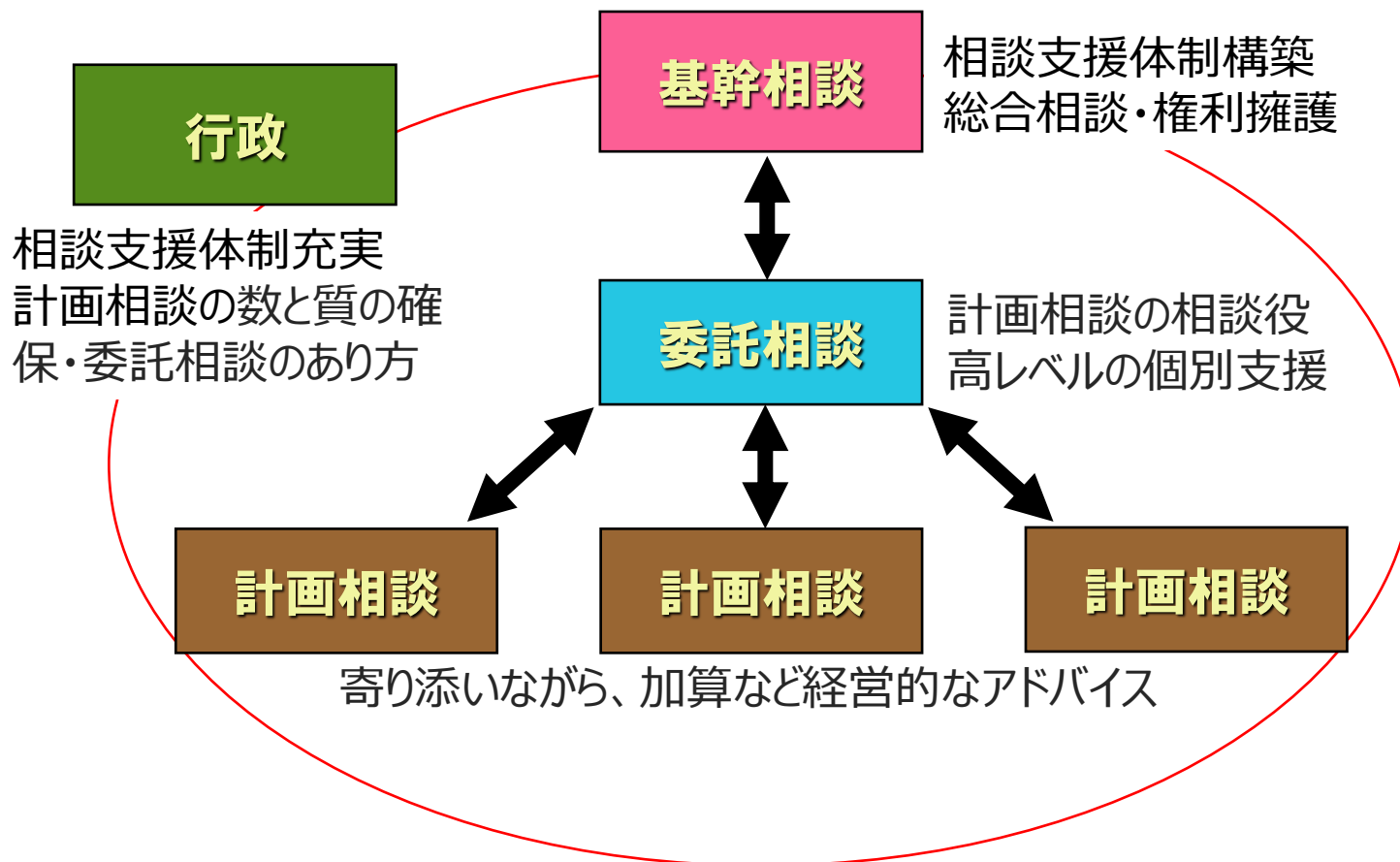
協議の進め方（ファシリテーション）の確認、部会構成の再検討、協議内容の更新などが適切に行われるように必要に応じて議論出来るワーキングチームの存在

3-3 機能している協議会の特徴 (コンパクトでも3つが揃えば機能する)

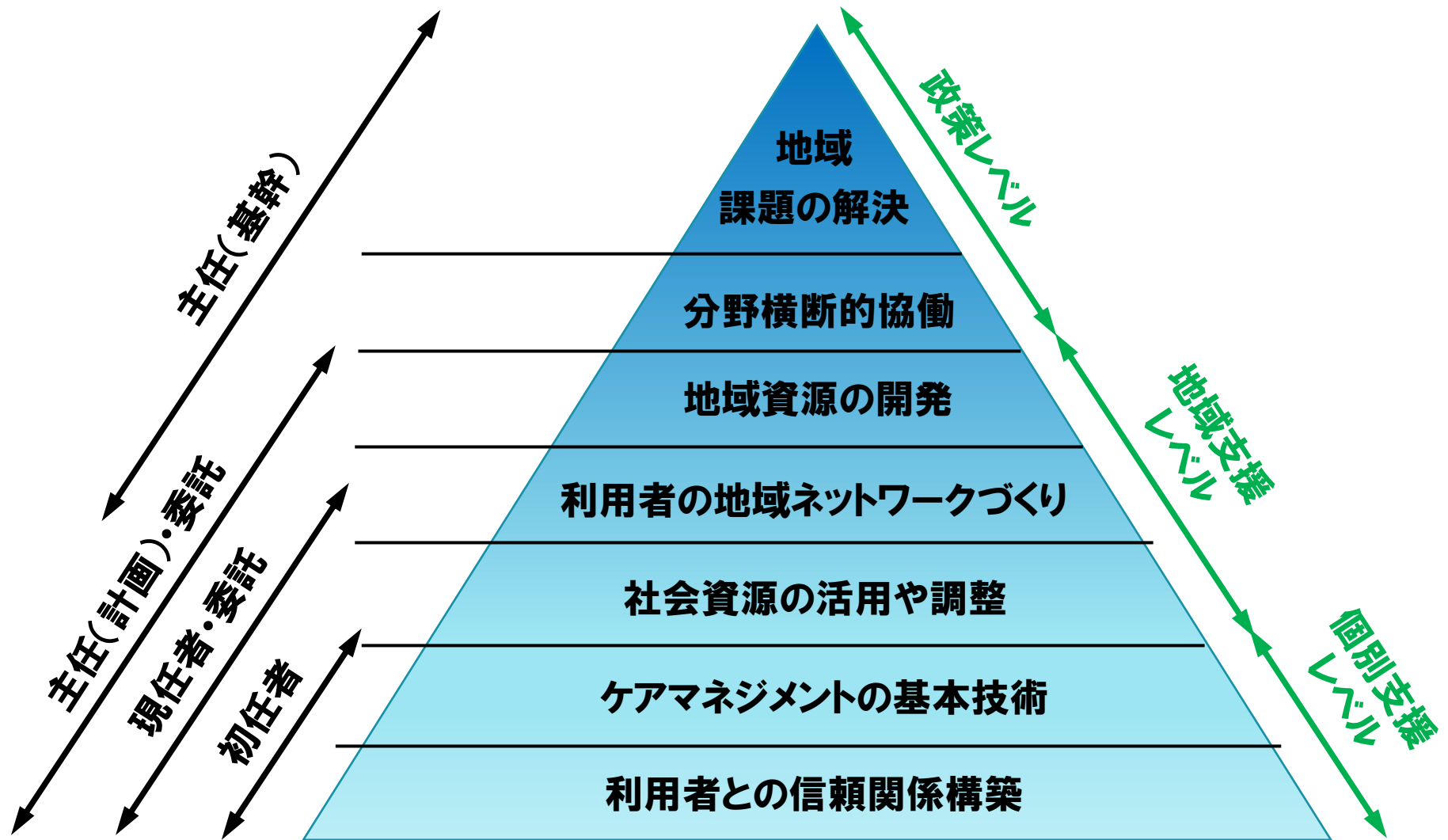


3-4 しっかりとした相談支援体制が地域をつくる

計画相談を育て、委託相談で困難事例に対応し、基幹で体制をつくる



3-5 相談支援のレベルと地域づくり

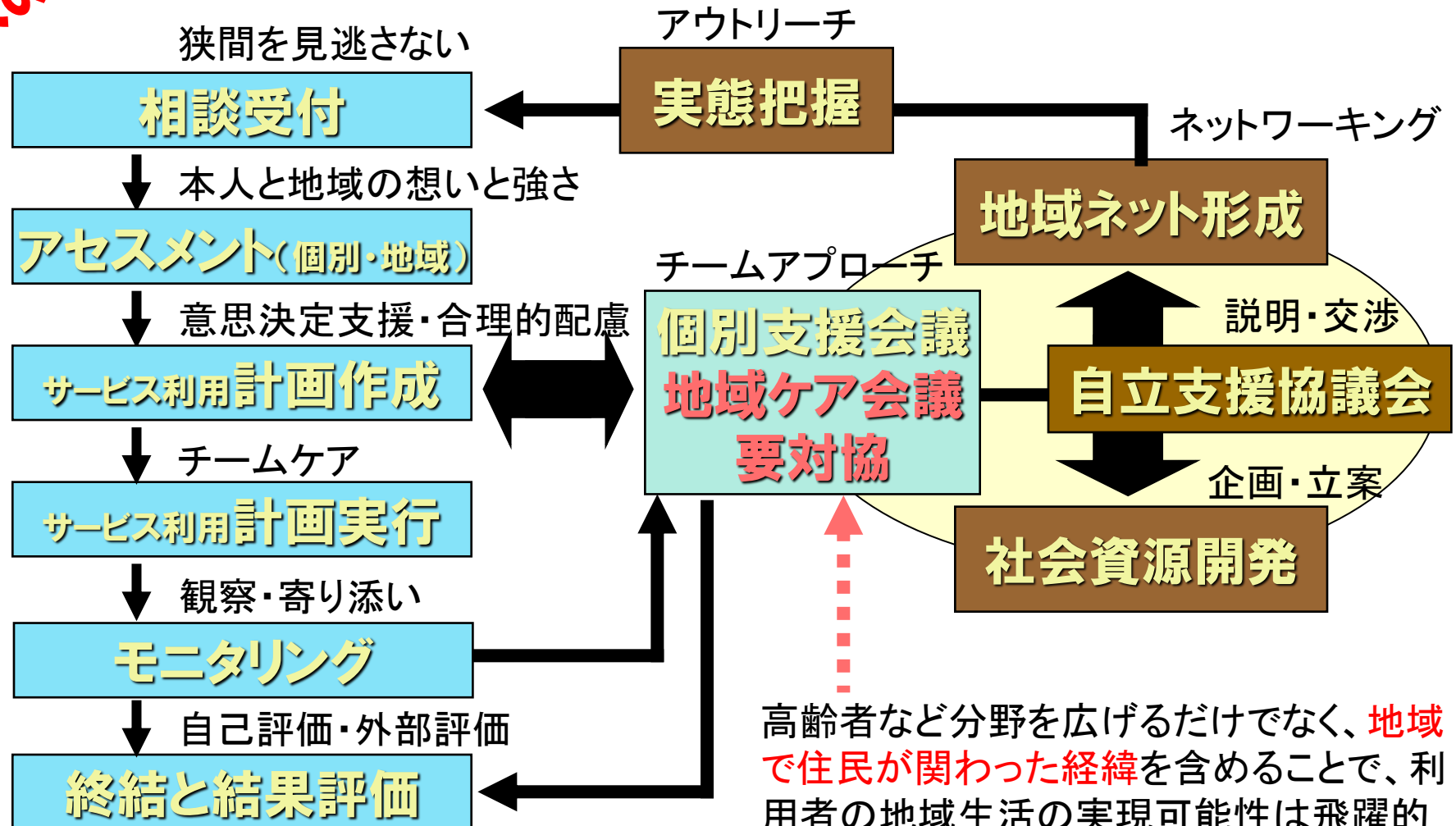


3-6 協議会を地域づくりの議論の場とする

基幹であれ、計画であれ、主任は「品質保証」された存在であり活用すべき

1. 情報機能(情報の共有と発信)
2. 調整機能(分野を越えたネットワーク)
3. 開発機能(資源の開発・改善)
4. 教育機能(構成員の資質向上・研修の場)
5. 権利擁護機能(権利侵害のチェック)
6. 評価機能(相談支援体制の評価)

3-7 協働的な協議の仕組み (地域の相談支援体制の強化・発展)



まとめ プロセスが重要 個別支援～ネット形成～資源開発 のりしろが地域づくりへつながる

1 他のサービスを考える前に利用者と向き合う(信頼関係)

↳利用者のパワーを引き出す

2 アセスメントを関係者と共有「共感」する(場の存在)

↳利用者の想いを理解する協働者を得る

3 協働者の課題にも向き合う(地域づくりの意識)

↳課題解決が資源づくりのきっかけになる

4 課題解決の仕組みを協議の場へ(共同企画力)

↳自立支援協議会に協働者と共同で提案をする

お役に立てれば幸いです。

皆様のご活躍をお祈りいたします。

ありがとうございました。